

令和3年度水防計画 主な変更点

第3章 洪水予報

第1 気象庁が単独で行う予報及び警報 (P5)

洪水注意報 流域雨量指数基準 大落古利根川流域 2 → 2.4

星川流域 7.8 → 8.4

忍川流域 9.9 → 9.6

複合基準 星川流域 9、6.2 → 7、6.7

忍川流域 5、7.7 → 5、8.9

洪水警報 流域雨量指数基準 大落古利根川流域 2.5 → 3

星川流域 9.8 → 10.6

忍川流域 12.4 → 12

大雨特別警報 48時間雨量 337 → 335mm

3時間雨量 124 → 123mm

土壌雨量指数基準 212 → 210

第2 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報 (P6、7)

2 洪水予報の種類

表の一番右、「住民に求める行動等」 避難情報の追加・変更

【レベル5】「・市は緊急安全確保の発令を判断」を追加

【レベル4】「避難勧告等」 → 「避難指示」に変更

【レベル3】「避難準備・高齢者等避難開始」 → 「高齢者等避難」に変更

第5章 水位情報の通知及び周知

1 知事が行う水位情報の通知及び周知 (P9)

対照河川の変更

女堀川 → 唐沢川

※埼玉県の水防浸水想定見直しによる変更

市の組織変更による課の新設及び統合 (P1、15、18)

防災安全課 → 危機管理課 等

副水防長に危機管理監を追加 (P1)

→ 危機管理課の事務分掌に水防事務が併記されたため

※下中条水防倉庫については、下中条地内、冶子神社敷地に設置してありますが、同神社が利根川堤防強化事業により移転することに伴い、今年度末に解体する予定です。中の資機材については、他の水防倉庫に分散し、保管します。

今後、他の3棟の水防倉庫については、堤防強化事業の進捗に合わせ、倉庫を集約化し、市有地に設置する予定です。